



2024年1月15日配信号

元旦に発生いたしました能登半島地震で被災された方々に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧を祈念いたしております。



1月15日は小正月。

1月1日を「大正月」、1月15日を「小正月」と呼び、大正月が新年の神様である年神様を迎える行事なのに対し、小正月は農業や家庭にまつわる素朴な行事が多いのが特徴だそう。「女正月」とも呼ぶそうです。様々な風習がありますが、代表的なのは「餅花を飾って豊作祈願」「小豆粥を食べて無業息災」「左義長(どんど焼き)で正月飾りを燃やし、年神様を天上に送る」のだそうです。

今号の目次

- ト【ご紹介】 新年 2024年の抱負
- ト【ご案内】 災害対策

【ご紹介】

会員の方の 2024年抱負

今回は、会員の方からお寄せいただいた、今年の抱負についてご紹介してまいります。

一人目は若い世代 30代のI様から。



今年は美文字を取り戻す！

小学二年生の時から高校三年生まで書道教室に通っていたのに、携帯、パソコン、スマホが主流になってしまうと手で文字を書く機会が失われて、ちっとも書かず、どんどん下手っぴに...！自分でも下手になったなと思っているのに、年賀状を書くたびに昔の方が上手かったな、なんて母につぶやかれてしまう始末！なんだか悔しいので、**今年は市販のボールペン字練習帳を駆使して美文字を絶対に取り戻したいと思います！**

二人目は、80代男性 M様から。

おめでとうございます。

会員の皆さん、今年もよい年でありますように、、、

私は85才になりました。4年前大腸のストーマを造設しましたが、元気で過ごしています。

リタイア後、畑2反野菜作りに養蜂、頭の活性化の為に発明特許にも取り組んでいます。野菜栽培の農作業で一輪台車はよく使用しますが、幾つかの難点があり、解決のために一輪車支持ベルトを開発しました。数年前にNHKや新聞、月刊誌に取り上げられ、自身大変驚きました。

一年の計は元旦に有り、そこで私も含めてパウチ装着する者に役立つ物を考案しよう、思いました。まだ何をと具体的な考えはありませんが、三ヶ月を目途に取り掛かろうと思います。

三人目は同じく80代男性 Y様より。

昨年11月に両目の白内障手術を行いました。

まだ回復途中ですが、この暗い世の中でも、少し物の見方が明るくなったように感じて

います。(笑)

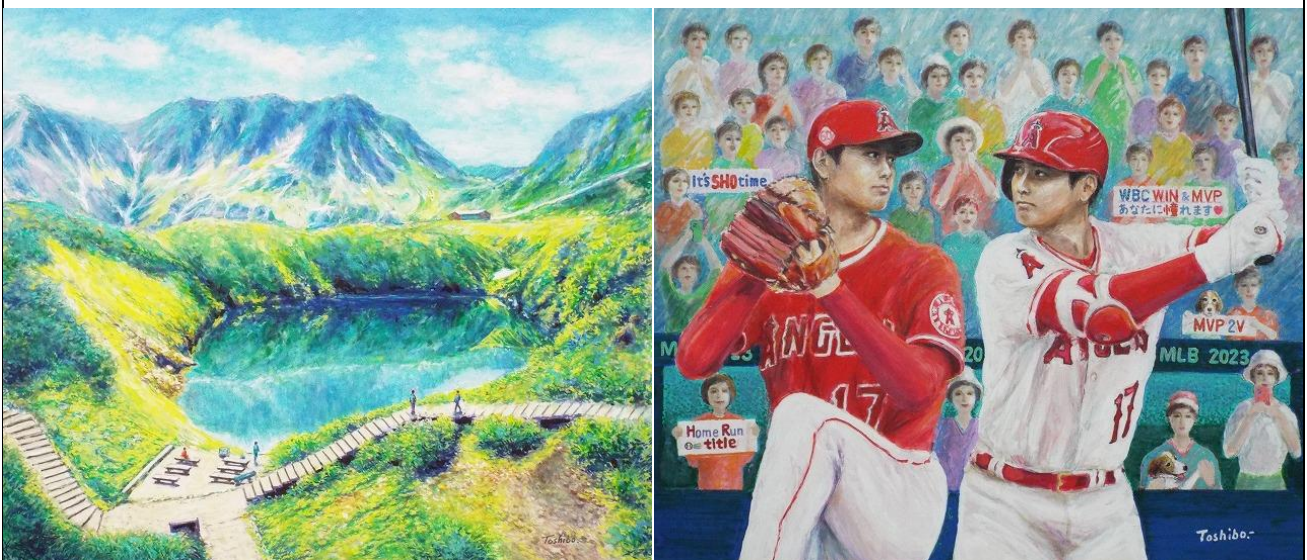
ウロストミーになって15年目、突発尿漏れ等の心配で、必要以外の宿泊は極力控えていましたが、昨年は春に四国と関西の美術館巡り(2泊3日)と夏に立山～黒部(2泊3日)アルペンルートの旅に出かけ、久しぶりに身と心が大いに解放されました。

今年は1月中旬に18年ぶりに3泊4日で海外(台湾)ツアーに参加します。一方、ウロストミー手術後に趣味で始めた水彩画も、昨年末には137枚目となり、今では絵を描くことが生活の励みとなっています。これまでに上野の森美術館の公募展に2回出展しいずれも入選しましたが、今年に入選以上を狙うか、よりハードルの高い公募展へ挑戦できればと思っています。

こちらはまだ構想段階で少し時間がかかるかとも思いますが、2021年に「これで安心！ウロストミー生活ガイド」(40ページ)を作成しており、当初ホームページを開催しての掲載を考えていましたが、電子情報の場合には閲覧できる人が限られる事に気付き断念しました。

今年はこの内容に新しい情報を加えて再編集し、クラウドファンディング方式で賛同者と資金を募り、出版物として世に紹介出来ればと思っています。

【Y様が描かれた水彩画 一例】



【ご案内】

災害対策

今年は元旦の夕方に、いきなりの大地震発生。家族や親族が集まったの団らんの場が一瞬にして崩壊してしまいました。また、間を置かず、津波の発生。実際に被災された方々の恐怖や不安はいかほどだったかと思えます。

また、想起されたのは、13年前の東日本大震災。

自然豊かな日本ではありますが、一方で災害が多いのも事実。

今回は改めて、災害対策について、掲載させていただきます。

災害時における装具

以下の厚労省からの指針のように、

本来は、自治体等により、装具の備蓄、確保、提供がなされるべきですが、

資料①「大規模災害における応急救助の指針についての一部改正」(平成19年6月厚労省社会・援護局総務課長発通知)

第1 応急救助の実施体制の整備

4 災害救助基金の活用による備蓄

- (1) 救助費用の財源に充てるため、法第37条により災害救助基金(以下、「基金」という。)の積み立てが義務づけられているが、基金を活用し、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料、飲料水、毛布等の生活必需品を備蓄しておくこと。なお、要援護者の生活必需品として、ストーマ用装具などの消耗器材についても基金による備蓄が可能であること。

第2 応急救助の実施

4 生活必需品の提供

- (1) 被覆、寝具などの生活必需品は・・(中略)・・また、要援護者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具などの消耗器材を法第23条第1項第3号に基づき給与することが可能であるとともに、福祉避難所においては、これらの消耗器材の費用を特別な配慮のために必要な通常の実費として加算することができることとなっている。このため、これらの消耗器材についても、備蓄の推進、事業者団体等との物資供給協定の締結等を図っておくこと。

資料②「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月内閣府発行)

第1-2-(2) 福祉避難所の整備

(2) 福祉避難所の整備

福祉避難所とは、要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所のことである。災害救助法が適用された場合において、都道府県又はその委任を受けた市町村が福祉避難所を設置した場合、おおむね10人の要援護者に1人の生活相談職員(要援護者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者)等の配置、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の費用について国庫負担を受けることができる。

実際には、備蓄や確保、供給などスムーズに行えていない場合も。

そこで、メーカー7社で構成する、「ストーマ用品セーフティネット連絡会」では、

災害時から1ヶ月の間、装具の無償提供を行っております。

※家屋の倒壊等により、装具の持ち出しや入手が困難な方が対象です。

災害時のストーマ用品無償提供制度

災害救助法適用の市町村内被災ストーマ保有者で、家屋の倒壊等によりストーマ用品の持出しや入手が困難な方が対象です。

期間

緊急時(災害発生から約1ヶ月間)において、
ストーマ用品を無償提供

受け取り方法

いつもご利用の
「**ストーマ用品取扱店**」へ
ご使用の製品名、製品番号を伝えてください。

日頃の備え

今回の能登半島地震でも、いまだ甚大な被害のあった地域へは、交通規制が数多くなされており、モノを運ぶことが困難な状況です。

装具に関しても、お届けしたくてもお届けできない状況にあります。

ですので、皆様におかれましては、常日頃より、ご自身でも装具の備蓄をぜひお願いいたします。

● 装具類

- ・ 1ヶ月分の備蓄
- ・ 洗浄用品の備蓄 (水、拭き取り洗浄料、ウェットティッシュなど)
- ・ 数カ所に保管 (例：自宅、近県のご親戚、ご友人宅)



使用期限を定期的にチェックし、
新しく購入したものと在庫を入れ替えてください。
保管場所は、高温・多湿を避けてください。

また、ぜひお住まいの自治体へも、**装具の備蓄等をはじめ、災害時にどのようなことがなされるのか、確認**しておきましょう。

避難所では

避難所に避難されて、手持ち装具の在庫に不安がある場合、**避難所の係員や医療従事者などに装具が必要の旨、訴えてください。**

自分から声を上げていただくことが重要です。

災害時にあると意外に助かるもの

災害時に意外と助かる 身近な生活用品

排泄物の処理や装具交換をする際などに、以下のモノを用意しておく便利です。

排出物の処理に

- 紙おむつや生理用ナプキン
- トイレtp>ーパー
- クッキングペーパーや吸水シート
- 水のいらない洗浄剤&清拭剤

装具の
交換時にも!



排出物の廃棄に

- ゴム手袋
- 輪ゴムやヒモ
- サランラップ



装具を切る時

- ハサミ



災害時に意外と助かる ストーマ・医療用品

用手成形皮膚保護剤

装具の漏れ防止や交換までの期間延長に



剥離剤

水が使えない時にも装具を剥がしやすくするために



潤滑消臭剤

便のスムーズな排出、消臭目的に



被膜剤

かぶれ防止に



凝固剤

排泄物の凝固に
※キャップ式には使用不可

テープ

装具の補強や保護に



整腸剤・下剤

環境の変化による排便の乱れ対策に



【編集後記】

今回も最後まで「まごころ通信」を読んでいただき、誠にありがとうございます。
今年には元旦に大地震、2日に羽田空港での大事故と波乱の年明けとなりました。
どうかこれ以上の惨事が発生しませんよう、そして皆様が健康に、安全にお過ごしになられますよう、祈念しております。

まごころは、オストメイトである会員様同士のストーマライフにおける、コツ・工夫、意見交換の場でありたいと思っています。
ぜひ、他の会員様に聞いてみたいこと、お伝えしたいこと、ご意見、ご感想をお寄せください。楽しみにお待ちしております。

※尚、本メールと行き違いで配信停止、退会手続きをされた場合は何卒ご容赦ください。

※記載された内容は予告なく変更することがあります。

※このメールに掲載された記事を許可なく複製、転載することを禁じております。

※メールマガジンの配信停止をご希望の場合は、

配信停止希望と書いて、ご住所・お名前・電話番号と配信停止理由をご記載の上

Start@hollister.co.jp にメールをください。

Copyright(C) まごころ事務局 All Rights Reserved.

[発行・編集] 株式会社ホリスター

住所: 東京都品川区東品川 2-2-8 スフィアタワー天王洲 21 階